

### **Ⅲ. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領**

## 1. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領

1.	計	画	.....	228
2.	設	計	.....	228
3.	審	査	.....	228
4.	給水装置工事申込み		.....	228
5.	工	事	.....	229
6.	しゅん功	図書	.....	229
7.	検	査	.....	229

## 2. 優良宅地の認定に伴う給水装置工事処理要領

1.	工事の種類	.....	230	
2.	計	画	.....	230
3.	設	計	.....	230
4.	審	査	.....	230
5.	工	事	.....	230
6.	検査及びしゅん功		.....	230
7.	その他		.....	230

### Ⅲ. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領

#### 1. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領

開発行為に伴う給配水管布設・消火栓設置等は、「管工事計画・設計・施工」（基準・要領集）、「Ⅰ. 給水装置工事設計施工指針」（以下「指針」という。）及びこの要領による。

##### 1. 計 画

開発行為に伴う管路、管径及び管種の決定にあたっては、事前に給水装置課給水技術係等関係課（所）と十分協議すること。また、実施協議申請図には、消火栓標識の設置位置を明記すること。

##### 2. 設 計

###### (1) 管路、管径及び管種

ア 将来、本市の所有・管理とされる水道施設にあつては、原則として本市の水道計画に適合する管路、管径及び管種とすること。

イ 配水補助管を布設する場合は、水道配水用ポリエリレン管を使用すること。

ウ 配水補助管の布設延長について、口径 50 mmは原則として 100m以内とし、口径 75 mmは協議により決定すること。

エ 配水補助管を布設する場合、配水支管からの分岐口径は原則 75 mmとし、配管の口径 50 mmの場合はソフトシール仕切弁、フランジ短管（L=400）、防食型合フランジ（75×50）、口径 75 mmの場合はソフトシール仕切弁、フランジ短管（L=400）、フランジアダプタ（GF 形、7.5K）を設置すること。

※ その他の管種、口径による分岐方法については、「給水装置工事設計施工指針 8.1 分岐（図 8-1 分岐方法）」を参照すること。

###### (2) 消火栓

ア 消火栓及び消火栓標識の設置位置等については指針「20. 標準図」による。なお、標準図によりがたい場合は、給水装置課給水技術係と協議すること。

イ 開発区域外に消火栓を設置する場合は、道路占用申請図に「消火栓標識設置図」を添付すること。

##### 3. 審 査

審査は、給水装置課審査係で行う。

##### 4. 給水装置工事申込み

(1) 給水装置工事申込みにおいては、予定栓の所有権移転に関して「土地購入者をもって予定栓の所有者となる」旨を、申込書の裏面に明記して申込みこと。

- (2) 河川及び軌道等の占用許可を必要とする場合は、給水装置工事申込み時にその許可書（写）又は、事前協議書（写）を添付すること。

## 5. 工 事

- (1) 管布設、オフセット、見出し標識等の諸基準は指針「18. 給水装置の明示」によること。
- (2) 通水及び洗管にあたっては事前に検査員と協議し、「洗管作業計画書」を提出した後、検査員立会いのもとに行うこと。
- (3) 洗管作業完了後、配水支管（一部に配水補助管が布設された場合を含む）の管路は、検査員が採水して水質検査を受け、配水補助管の管路については現地検査（残留塩素、PH値、臭気、味、色、濁り（目視））を検査員が行い、それぞれ合格後に通水すること。
- (4) 消火栓標識は、開発行為者が消火栓標識取扱業者から購入し設置すること。なお、消火栓標識取扱業者については、消防局警防部消防救助課（電話 215-2060）に問い合わせること。

## 6. しゅん功図書

- (1) しゅん功図面への記載事項等は、指針「10. 図面の作成」によること。
- (2) 水道施設寄附申出書の他、図面等の提出部数は次表によること。

提 出	図 書	縮 尺	部数	摘 要
配水支管の場合	しゅん功図（原図）	1/500	1	縮尺 1/5,000 又は 1/10,000 の位置図付
	管網図修正図	1/10,000	1	マッピング管網図修正用
	しゅん功図	1/500	3	給水装置課・財務課・給 水課
配水補助管の場合	配水補助管しゅん功図 （装 53）	1/500	3	給水装置課・財務課・給 水課
新設道路のXY座標数値が記入されている図面		-	1	マッピング管網図修正用

※ 1/10,000 管網図修正図は、マッピングシステムのデータを修正するために使用するもので、縮尺 1/2,500～1/5,000 程度に見やすくして 1/10,000 図を出図し、配管・バルブ・消火栓等の詳細を記入するもの。

※ 配水管の管路番号及び消火栓番号は、給水課で寄附受理後に発番し、消防局へ新設消火栓の通知を行っている。

## 7. 検 査

- (1) 指定事業者は、工事完成後、主任技術者立会のうえ、本市の検査を受けること。
- (2) 検査終了後「開発行為水道施設しゅん功証明願」を提出すること。

## 2. 優良宅地の認定に伴う給水装置工事処理要領

「札幌市優良宅地認定要綱」及び「優良宅地基準運用方針」の制定（昭和61年12月1日）に伴い、優良宅地の認定を受ける際に必要となる給水装置の設置については、下記により取扱うこととする。

### 1. 工事の種類

新設工事の共用管工事とする。ただし、予定栓のみの場合は、新設工事の予定栓工事とする。

### 2. 計 画

管路、管径及び管種の決定にあたっては、事前に関係課と十分に打合せを行うこと。

### 3. 設 計

- (1) 管路については、市道又は造成する道路内に布設すること。
- (2) 給水管口径については、宅地開発地内における各戸の給水が十分確保されること。
- (3) 予定栓については、指針「1.8 給水装置工事の種類」によること。

### 4. 審 査

審査は、給水装置課審査係で行う。

### 5. 工 事

- (1) 管布設、オフセット、見出し標識等の諸基準は、指針「18. 給水装置の明示」によること。
- (2) 通水及び洗管にあたっては事前に検査員と協議し、実施の際は検査員立会いのもとに行うこと。

### 6. 検査及びしゅん功

- (1) 指定事業者は、工事完成後、主任技術者立会のうえ、本市の検査を受けること。
- (2) 検査終了後「優良宅地認定施設しゅん功証明願い」を提出すること。

### 7. そ の 他

当該給水装置工事には、配水補助管布設制度は適用しない。

課 長	係 長	検査員

### 開発行為に係る洗管作業計画書

1. 申請者名 \_\_\_\_\_
2. 洗管日時 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ( )、 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分から翌日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分まで
3. 洗管区域 \_\_\_\_\_ 区
4. 洗管口径・管種 口径 \_\_\_\_\_ mm / 管種 \_\_\_\_\_
5. 洗管作業に伴う濁水発生 有り / 無し
  - 有りの場合の濁水発生区域 \_\_\_\_\_ 区
  - 濁水件数 直圧方式 \_\_\_\_\_ 件 加圧方式 \_\_\_\_\_ 件 受水槽方式 \_\_\_\_\_ 件  
(合計 \_\_\_\_\_ 件)
  - 使用者への通知 濁水ビラの配布は、\_\_\_\_月\_\_\_\_日に行います。
  - ※ 飲食店、商店等の常時水道を使用する施設については、事前に打合せを行い、ビラ配布とともに再度口頭でお願いをする。
6. 洗管作業方法
  - (1) 仕切弁操作：操作順序 → ○ → ○ → ○ → ○ \_\_\_\_\_
  - (2) 濁水処理作業： 消火栓/排水装置/予定栓/その他 ( ) にて濁水処理
  - (3) 仕切弁操作員氏名： \_\_\_\_\_
7. 施工業者 (住所) \_\_\_\_\_  
(氏名) \_\_\_\_\_
8. 現場代理人氏名 \_\_\_\_\_

- ・提出部数 3部
- ・提出先 給水装置課検査係
- ・添付図面 配水管網図(1/2500) [濁水管路・操作仕切弁等明示]  
住宅地図 [濁水家屋等明示]、[直圧・加圧・受水槽区分]  
受水槽一覧表 [受水槽の流入バルブ開閉操作等、必要により提出]